

防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業

この事業は、市民の皆さんが市内の施工業者を利用して既存住宅の耐震性能が向上するリフォームを行う際に、必要となる工事費の一部に相当する額の市内共通商品券を交付するものです。

【募集期間】令和6年4月22日（月）～令和6年9月30日（月）

【対象期間】交付決定日以降～令和6年12月31日（火）

【予算】1,000万円 ※予算額に達し次第終了します。

【助成金額】20万円（定額）

【その他】・当事業のご利用は、住宅所有者一人あたり1回、また、一住宅あたり1回に限ります。

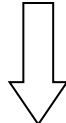
・複数の工事を行う場合は、全ての工事の見積書を揃えて合計額で申請して下さい。

助成対象者	助成金額
◆以下の要件を全て満たす人 1 防府市に住民登録をしている人 2 市内に住宅を所有し（2親等以内の親族による所有を含む）、その住宅に居住している人 3 市税の滞納がない人	助成対象となる工事費（消費税及び地方消費税を除く）の合計が100万円以上の工事に対し、 20万円分 の市内共通商品券 ※ <u>工事費の合計額が100万円未満（消費税及び地方消費税を除く）の場合は、対象となりません。</u>

《 防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業の流れ 》

1. 交付申請書・添付書類の提出

- ・市商工振興課へ郵送で提出、または直接窓口にお持ちください。
- ・添付書類は、「チェックリスト」で確認してください。※ 申請の受付は、先着順です。



書類審査・現地確認等
※申請書受理日から2週間程度時間が掛かる場合があります。

2. 交付決定通知書の交付（郵送）

- ・申請書類を審査し、要件に適合していた場合は交付決定通知書を交付します。
- ・助成金交付決定後に、工事内容に変更が生じた場合は、必ず市商工振興課にご相談ください。



3. 工事着手～工事完成

- ・交付決定日から**4ヵ月後の月末**までに工事に着手してください。
- ・工事は、【令和6年12月31日（火）】までに完了してください。



4. 工事完了届・添付書類の提出

- ・工事完了から1ヵ月以内に市商工振興課へ郵送で提出、または直接窓口にお持ちください。
- ・工事完了届に添付する書類は、「チェックリスト」で確認してください。
- ・写真等、書類が不備の場合は、交付決定を取り消す場合があります。



書類審査・現地確認等

5. 助成金交付確定通知書の交付・市内共通商品券の送付（郵送）

- ・交付確定通知書及び市内共通商品券（有効期限・交付日より6ヶ月間）は申請者ご本人に書留でご郵送します。

《助成対象工事》

◆以下の要件をすべて満たす工事

1. 100万円以上（消費税及び地方消費税を除く）の既存住宅の耐震リフォーム工事（下表の対象工事を参照）
2. 市内施工業者と直接契約して行う工事（本社等が市外にある業者が行う工事は対象外）
3. 交付決定日から 4ヶ月後の月末までに着工する工事。かつ、令和6年12月31日（火）までに完了する工事。
4. 次に示す防府市の他の助成等の対象となる工事が含まれていないこと。

※当事業と防府市の他の助成等を併用する場合は他の助成等の対象となる工事を除いて申請してください。

- ①エコライフ住宅推進事業【商工振興課】※工事箇所が違う場合は併用可能
- ②介護保険による住宅改修費の支給【高齢福祉課】※工事箇所が違う場合は併用可能
- ③障害者に対する住宅改修費の支給【障害福祉課】※工事箇所が違う場合は併用可能
- ④市住宅・建築物耐震化促進事業補助金【開発建築指導課】※工事箇所が違う場合は併用可能

また、同一の内容で国、地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金を受けていない、または受ける予定がないこと。

《対象工事例》

- ・基礎、柱、はり、耐力壁及び接合部の補強工事
- ・屋根を軽量化する工事
- ・床面の剛性を高める工事
- ・シェルター型工事

※住宅内の一部に鉄骨等で強固な箱型の空間を作ることにより、住宅が倒壊した場合における居室等の安全性を確保する工法による工事

- ・防災ベッド等設置工事

※防災ベッド等（金属等のフレームでベッドの上部を覆うことにより、住宅が倒壊した場合における安全な空間を確保するために設置する防災ベッドその他の装置）を設置する工事

- ・上記の工事に伴う付帯工事

※上記に記載のない工事は、個別に審査し決定します。

書類の提出先： 〒747-8501 防府市寿町7番1号（1号館2階）
防府市商工振興課 宛

問合せ先： 防府市商工振興課（TEL 25-2147、FAX 25-2364）